

●子どもの人権尊重の明記を。

素案を読ませていただきましたが、日本が批准して 30 年を経過した「児童の権利条約」、その国内法として令和 4 年法律七十七号として施行された「こども基本法」の第3条（基本理念）に規定された次の内容「こども施策は次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。・・・

三 すべての子どもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して、意見を表明する機会・・・が確保されること、

四 すべてのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が規定されています。

大阪狭山市の教育計画においても当然、これら子どもの人権尊重の明記があるべきと思います。ご検討ください。

●施策の推進においては市民の声を丁寧に聞きとることが必要。

「基本理念」―「ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち」の実現など、言葉としては、とても素晴らしいと思うのですが、施策の具体的な進め方については課題が多いといえる。

- ・幼稚園・こども園の統合問題についての地域住民への説明
- ・大阪・関西万博への校外学習としての参加についての保護者、児童、生徒への説明
- ・教育DXの進め方
- ・南第三小学校の「小規模特認校」についての説明
- ・東小学校の過大人数解消に向けた校区是正について 等々

具体的な施策については、多数あるので、市民の声を丁寧に聞きとることが必要だと考える。

●通学路にあたる道路をスピード抑制の道路にできないか。（東小学校区）

通学路に歩道がなく、車が真横を通りかつスピードを落とさない車が多く危ない。スピード抑制の道路にできませんか？